

◆大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱（改正案①）

項目	大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱		(国) 都道府県推進組織に関するガイドライン (国) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
	改正案	現行	
認証基準 第3条 第1項 第9号 改正	(認証基準) 第3条 評価機関の認証基準は、次の各号のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 評価の手法については、 <u>受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査によって行うものとする。この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。</u> (10)・(11) (略)	(認証基準) 第3条 評価機関の認証基準は、次の各号のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) 評価の手法については、書面調査及び訪問調査によって行うものとする。 (10)～(11) (略)	【参考：(H30年4月1日施行) 都道府県推進組織に関するガイドライン】 5 第三者評価基準及び第三者評価の手法 (1) (略) (2) 第三者評価の手法 ① 第三者評価の方法 第三者評価の方法は、 <u>これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査によって行うものとする。</u> <u>この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。</u> ②・③ (略) (3) (略)
更新の申請等 第8条 改正	(更新の申請等) 第8条 認証有効期間満了後、引き続き評価事業を実施しようとする評価機関は、「福祉サービス第三者評価機関認証更新申請書(様式第1号の3)」に必要な書類を添付し、府に申請を行うものとする。ただし、当該有効期間内に府内で1件以上福祉サービス第三者評価を行った実績がある評価機関、 <u>又は当該有効期間内に1件以上社会的養護関係施設第三者評価機関(全国推進組織が認証し更新した機関に限る。)</u> として行った社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設)、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価を行った実績がある評価機関に限る。 2 前項ただし書きの実績は無いが、引き続き評価事業を実施しようとする評価機関については、福祉サービス第三者評価機関に所属する評価調査者1名以上が全国推進組織の行う更新時研修(以下、「更新時研修」という。)を修了することで、前項の申請を行うことができる。 <u>ただし、認証有効期間内に更新時研修を修了しなければならない。</u> 3 前項の認証の更新申請は、認証有効期間満了日の30日前までに行うものとする。 4 府は、前3項により評価機関を認証(以下「認証更新」という。)したときは、当該評価機関に「福祉サービス第三者評価機関認証更新通知書(様式第2号の2)」を交付する。 5 府は、認証更新した評価機関について、大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会認証部に報告しなければならない。	(更新の申請等) 第8条 認証有効期間満了後、引き続き評価事業を実施しようとする評価機関は、「福祉サービス第三者評価機関認証更新申請書(様式第1号の3)」に必要な書類を添付し、府に申請を行うものとする。ただし、当該有効期間内に府内で1件以上福祉サービス第三者評価を行った実績がある評価機関に限る。 2 前項の認証の更新申請は、認証有効期間満了日の30日前までに行うものとする。 3 府は、前2項により評価機関を認証(以下「認証更新」という。)したときは、当該評価機関に「福祉サービス第三者評価機関認証更新通知書(様式第2号の2)」を交付する。 4 府は、認証更新した評価機関について、大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会認証部に報告しなければならない。	【参考：(H31年4月1日施行) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン】 2 その他 (1) (略) (2) 第三者評価機関認証の更新 <u>第三者評価機関の認証は更新することができる。</u> <u>この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)</u> が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。 <u>また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。</u> ア～エ (略) (3)～(6) (略)

◆大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要領（改正案）

項目	大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要領	
	改正案	現行
必要な書類 第5条 第2項 改正	(必要な書類) 第5条 要綱第4条の「必要な書類」とは、別紙の「添付書類一覧」に定めるものをいう。 2 要綱第8条第1項の「必要な書類」とは、第1項の書類のうち、法人の登記事項証明書、所属する評価調査者一覧をいう。 <u>ただし、要綱第8条第2項に基づく更新の申請を行う際は、認証有効期間内に更新時研修を修了したことを証する書類を同項で定める「必要な書類」と併せて府に提出しなければならない。</u> 3 要綱第9条の「必要な書類」とは、第1項の書類のうち、要綱第4条で規定する申請書に記載する事項又は申請書に添付した書類の内容に変更が生じたことを証明するのに必要な書類をいう。	(必要な書類) 第5条 要綱第4条の「必要な書類」とは、別紙の「添付書類一覧」に定めるものをいう。 2 要綱第8条第1項の「必要な書類」とは、第1項の書類のうち、法人の登記事項証明書、所属する評価調査者一覧をいう。 3 要綱第9条の「必要な書類」とは、第1項の書類のうち、要綱第4条で規定する申請書に記載する事項又は申請書に添付した書類の内容に変更が生じたことを証明するのに必要な書類をいう。

◆大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱（改正案②）

項目	大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱		(国) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
	改正案	現行	
<p>認証基準 第3条 第1項 第5号 改正</p>	<p>(認証基準) 第3条 評価機関の認証基準は、次の各号のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 評価調査者に関し、次の基準を満たすこと。 ア 次の(ア)の要件を満たす者が1人以上、(イ)の要件を満たす者が1人以上おり、合計で2人以上の評価調査者を配置すること。 (ア) 組織運営管理業務に3年以上の経験を有している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者。 (イ) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者。 イ 評価調査者は、<u>評価調査者養成研修を修了し、府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていること又は大阪府知事が同等と認める評価調査者養成研修を修了し、大阪府知事が名簿に記載されているものと同等の質・スキルを有していると認め、名簿に記載される予定であること。</u> ウ (略) (6)～(11) (略) 2 (略)</p>	<p>(認証基準) 第3条 評価機関の認証基準は、次の各号のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 評価調査者に関し、次の基準を満たすこと。 ア 次の(ア)又は(イ)に該当する評価調査者をそれぞれ2人以上配置すること。 (ア) 組織運営管理業務に3年以上の経験を有している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者。 (イ) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者。 イ 評価調査者は、<u>評価調査者養成研修又は大阪府知事が同等と認める研修を修了し、府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿に記載されていること。</u> ウ (略) (6)～(11) (略) 2 (略)</p>	<p>【参考：福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン】 1 第三者評価機関認証要件 (1) 組織体制・規程等 ① (略) ② 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。 ア 次のa又はbに該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること。 a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者 b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者 イ 評価調査者は、<u>都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し修了していること。</u> ウ (略) ③・④ (略) (2) (略)</p>